

## 第7回共通到達度確認試験

令和8年1月11日実施

# 2. 刑 法

試験時間 14:20～15:10 (50分)

### 《注意事項》

#### 1. 試験時間中の途中退出、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後、終了5分前までの間に限り、解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けて、一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め、試験終了後は、問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

#### 2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具(HB・B以外、シャープペンシル等)を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計(計時機能だけのもの)、眼鏡、衛生用品だけです。その他の物(六法、筆箱、眼鏡ケース等)はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

#### 3. 解答方法

- ・問題は、正誤問題20問と五肢択一問題10問、合計30問あります。
- ・記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。
- ・各問題につき1つのみマークしてください(2つ以上マークすると無効になります)。
- ・誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。
- ・機械で採点しますので、解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。
- ・問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。
- ・問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。
- ・試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- ・自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

#### 4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ①試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ②他人に代わって試験を受けた場合
- ③他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤その他、不正行為を行った場合

\* 正解および問題の解説は、本日中(20時頃まで)に公表します。法科大学院協会のウェブサイト(<http://www.lskyokai.jp/>)のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き、詳細はこちらをクリックして検索してください。

**問題 1～20** [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。ただし、争いのある場合には判例の立場によるものとする。

**問題 1**

行為時の判例の示す解釈に従えば処罰されない行為について、行為後に判例を変更して処罰することは、憲法 39 条の禁止する遡及処罰にあたる。

**問題 2**

刑法典において犯罪の主体を示す「者」に含まれるのは自然人だけであり、法人には刑法典上の犯罪は成立しない。

**問題 3**

重傷を負った A を救命すべき作為義務を負う X が、A はすでに瀕死であり、放置すればそのまま死亡することになるであろうが、今から病院に運んでも救命の見込みはないと考え、A を放置した後、A は死亡した。この場合、仮に、放置時点で客観的には救命可能性があったとしても、X に不作為の殺人既遂は成立しない。

**問題 4**

A の発言に激昂した X が、A をだまらせようと、A の口を左手でふさぎ、さらに A の顔面にクッションを押しつけたところ、この暴行と A が有していた重篤な心臓疾患があいまって心臓発作を引き起こし、これにより A が死亡した。X も A のかかりつけ医や家族も、A の心臓疾患について認識していなかった場合でも、暴行と死亡結果との間の因果関係は否定されないが、死亡結果に対する予見可能性が認められなければ、結局、傷害致死罪は成立しない。

**問題 5**

X は、路上で A と口論になり、A の顔面を手拳で 1 回殴打し (X の第 1 暴行)、その場から走り去った。A は「待て」と言って自転車で X を追いかけて、約 50m 先で X に追いつくと、自転車に乗ったまま、伸ばした右腕で背後から X の首のあたりを強く殴打した (A の暴行)。A の暴行によって前方に倒れた X は、A が更なる攻撃の姿勢を示したことから、自己を防衛するために、A の顔面を殴打した (X の第 2 暴行)。この場合、X の第 1 暴行が A の暴行を招いたとしても、X が第 1 暴行の際に A の暴行を具体的に予期していたのでない限り、X の第 2 暴行には正当防衛が成立する。

**問題 6**

緊急避難行為は、「現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為」でなければならないが、「やむを得ずにした行為」というためには、当該避難行為の他に取るべき手段がなかったことまでは要求されない。

**問題 7**

精神の障害により、行為の是非善悪を弁識する能力も、その弁識にしたがって行動する制御能力もない状態が、心神喪失（刑法 39 条 1 項）であり、精神の障害により、いずれかの能力がない状態が、心神耗弱（刑法 39 条 2 項）である。

**問題 8**

X は、A を転落事故に見せかけて殺害しようと考え、A にクロロホルムを吸引させて失神させ（第 1 行為）、その状態を利用して自動車の運転席に座らせて自動車ごと海中に転落させ（第 2 行為）、それによって A を溺死させる、という計画を立てた。X は、失神した A を約 2km 離れた港まで運んで、第 2 行為を行うつもりであった。この計画において、第 1 行為は第 2 行為に出るために必要不可欠であり、いったん第 1 行為に成功したならば、直ちに第 2 行為に出ることが予定され、かつ、第 2 行為へと移るうえで障害となるような特段の事情も存在しなかった。X は、実際に第 1 行為を行った後、第 2 行為を行おうとしたが、A はすでにクロロホルム摂取に基づく呼吸停止により死亡していた。この場合、第 2 行為を行っていなかったとしても、X には殺人罪の実行の着手が認められる。

**問題 9**

A を傷害する旨の共謀を遂げた X と Y が、A に対して共同で暴行を加えていたところ、A の言動に激昂した Y が、殺意をもって、たまたま持っていたナイフで A の胸を突き刺して殺害した。この場合の X には、自身が殺意を有していなかった以上、軽い傷害致死罪の共同正犯が成立する。

**問題 10**

X が、生活費を得るために、自らの子である 12 歳の A に命じて強盗を行わせた場合、X には強盗罪の共同正犯が成立する余地はなく、同罪の間接正犯のみが成立する。

**問題 11**

X と A は、B（2 歳）の共同親権者であるが、離婚を前提として別居中であり、B は A の下で養育されているところ、X は、B が通園している保育園近くの路上において、B を迎えに来た祖母 C の隙を衝いて、B の両脇に手を差し入れて抱きかかえて X の自動車に B を乗せてその場を走り去った。この場合、X は B の親権者の一人である以上、X に未成年者略取罪が成立する余地はない。

**問題 12**

名誉毀損罪（刑法 230 条 1 項）の「人」には法人も含まれるが、侮辱罪（刑法 231 条）の「人」に法人は含まれない。

**問題 13**

2 項強盗罪が成立するには、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行または脅迫を用いたうえで、財産上不法の利益を得れば足り、相手方が財産上の利益の処分行為を行うことは必要でない。

**問題 14**

親族相盗例を定める刑法 244 条 1 項は、内縁の配偶者にも適用される。

**問題 15**

クレジットカードの会員規約で名義人以外の者にカードを使わせることが禁じられており、かつ加盟店も本人確認が義務づけられ本人以外の利用を許容していない状況で、当該カードの名義人本人になりすまし、利用権限がないのに当該カードを利用して、加盟店であるガソリンスタンドで給油を受けた場合、当該ガソリンを客体とする 1 項詐欺罪が成立する。

**問題 16**

X は A に対して 3 万円の貸金債権を有していたところ、弁済期が来ても A が当該貸金の返済に応じなかった。そこで X は、A に対し、「迷惑料も含めて、6 万円を返済しろ。さもなければ、知り合いのヤクザにぼこぼこにしてもらおうぞ」と脅迫し、A を畏怖させ、よって 6 万円を喝取した。この場合、X には、6 万円全額を客体とする恐喝罪が成立する。

**問題 17**

背任罪が成立するためには、故意のほかに「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」があることが必要である。任務違背行為の主たる目的が「自己」の保身にあったとしても、その行為が「本人」の信用面目の保持にもつながると考えていたときは、背任罪は成立しない。

**問題 18**

X は、A に対する窃盗を Y に教唆した。この教唆に基づき Y が A から窃取した後、X は、物を B に売却するあっせんをした。X には、窃盗罪の教唆に加え、盗品有償処分あっせん罪が成立する。

**問題 19**

偽証罪における「虚偽の陳述」とは、記憶に反する陳述をすることを意味する。そのため、法律により宣誓した証人が記憶に反して行った陳述の内容がたまたま真実と一致していたとしても、偽証罪の成立を妨げない。

**問題 20**

Xは、Aが住居として使用している木造建物とAが日用品を保管するための倉庫として使用している木造建物が木造の廊下によって物理的に接続され構造的に一体となっていることを知りつつ、深夜誰もいない倉庫に放火してこれを全焼させたが、消火活動が行われたため、住居として使用している建物には延焼しなかった。この場合、現住建造物放火罪の未遂が成立するにとどまる。

**問題 21～30** [配点：各 3 点]

以下の問題に解答しなさい。ただし、争いのある場合には判例の立場によるものとする。

**問題 21**

つぎの【事例】に対する【決定要旨】の理解として、正しいものを 1 つ選びなさい。

**【事例】**

被告人は、午前 3 時 40 分頃、普通乗用自動車後部のトランク内に A を押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にしたうえで、同車を発進走行させた後、片側 1 車線のほぼ直線の見通しのよい道路上で、同車を停車させた。その停車の数分後である同日午前 3 時 50 分頃、後方から普通乗用自動車が行き過ぎてきたが、その運転者 B は前方不注意のために、停車中の上記車両に至近距離に至るまで気づかず、同車のほぼ真後ろから時速約 60km でその後部に追突した。これによって同車後部のトランクは、その中央部がへこみ、トランク内に押し込まれていた A は、第 2・第 3 頸髄挫傷の傷害を負って、間もなく同傷害により死亡した。

**【決定要旨】**

以上の事実関係の下においては、A の死亡原因が直接的には追突事故を起こした第三者の甚だしい過失行為にあるとしても、道路上で停車中の普通乗用自動車後部のトランク内に A を監禁した本件監禁行為と A の死亡との間の因果関係を肯定することができる。

1. 【決定要旨】は、死亡結果を直接引き起こした介在事情が第三者の甚だしい過失行為であっても、その死亡結果は被告人の行為の危険性が実現したものであるとする評価と、まったく矛盾しない。
2. 【決定要旨】は、条件関係があれば因果関係を認めることができるという条件説の立場をとってはじめて説明できるものである。
3. 【決定要旨】は、A の死亡原因が直接的には被告人の監禁行為にあることを前提とした判断である。
4. 【決定要旨】は、第三者が故意に自動車を衝突させた場合には、監禁行為と死亡結果との間に因果関係を認める余地はないとする趣旨を述べている。
5. 【決定要旨】は、第三者の過失行為と死亡結果との間に因果関係が認められれば、監禁行為と死亡結果については因果関係が認められないとする趣旨を述べている。

## 問題 22

故意における認識の対象に関するつぎの記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 傷害致死罪における死亡結果は客観的構成要件要素であるから、同罪の故意が認められるためにはそれに対する認識が必要である。
2. 殺人罪が成立するためには、殺害の客体として特定の人を認識している必要はなく、一定の範囲内にいる人を概括的に認識しているだけでも同罪の故意は認められる。
3. 客観的には正当防衛に該当する事実が存在しないのに、それが存在すると誤信して防衛目的で人に傷害を負わせた場合、人の身体を傷害することの故意があるから、傷害罪が成立する。
4. 未成年者略取誘拐罪が成立するためには、拐取の客体が客観的に未成年であれば足り、その者が未成年であることの認識は不要である。
5. 覚醒剤所持罪が成立するためには、同罪を定めた覚醒剤取締法の条文を認識していることは必要なく、携帯しているものが白い粉末状のものであるという事実を認識していれば足りる。

## 問題 23

被害者の同意に関するつぎの記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Xは、5歳の子Aに対し、一緒に死ぬことをもちかけたところ、Aが「いいよ」と頷いたので、Aを刺殺した。Xには、同意殺人罪ではなく、殺人罪が成立する。
- イ. Xは、心中を申し出てきた愛人Aに対し、その意思がないのに迫死するように装い、毒薬を渡したところ、Aは自分ひとりで死ぬ気はなかったが、Xが迫死してくれろと信じ、その毒薬を飲んで死亡した。Xには、殺人罪は成立しない。
- ウ. Xは、暴行も脅迫も用いることなく、金銭を提供することで、これを受領した12歳のAにわいせつな行為を行った。Xには、不同意わいせつ罪が成立する。
- エ. Xは、交通事故を偽装して保険会社から保険金を詐取することをAと共に計画し、Aの同意を得て、自己が運転する自動車をAが運転する自動車に追突させ、Aに傷害を負わせた。Xには、傷害罪は成立しない。
- オ. Xは、Aを人気のない駐車場に連れて行き、そこで不同意性交をする目的で、Aの母親が急病で倒れたと偽って、自己の自動車にAを同乗させ、30分ほど自動車を走らせた。Xは、たとえAに抵抗されても、Aを途中で降車させるつもりはなかったが、Aは、Xの嘘に気づかず、その間、一度も停車要求を行わなかった。Xには、監禁罪が成立する。

1. アイ
2. アウ
3. イエ
4. ウオ
5. エオ

## 問題 24

つぎの【事例 1】について述べたア～ウ、および、【事例 2】について述べたエ、オのうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

### 【事例 1】

X は、新年会で飲酒をするつもりで、自車（X 車）を運転して会場の飲食店に出向き、飲酒して泥酔状態に陥った。その後、X が、自ら X 車を運転して帰るために、駐車場に向かおうとしたところ、たまたま鍵がついたまま停車している A の自動車（A 車）を発見した。X は、心神耗弱（刑法 39 条 2 項）の状態で、これを窃取して帰宅しようと思決し、A 車に乗り込んで酒酔い運転を行い、自宅まで戻った。

### 【事例 2】

Y は、精神病の症状を有しており、飲酒すると病的酩酊に陥って「周囲の人に悪口を言われている」という妄想を生じ、周囲の人に暴行を加えるという危険な習癖をもっていた。某日、Y は、自宅で客人 B と会食をした際に、アルコールを摂取して病的酩酊に陥り、「B に悪口を言われている」という妄想に支配され、心神喪失（刑法 39 条 1 項）の状態で B を刺殺した。

- ア. X が、当初から「自分で酒酔い運転をして帰宅する」という意図をもって飲酒を続けていた場合、A 車に対する窃盗罪についても、道路交通法上の酒酔い運転の罪についても、刑法 39 条 2 項の適用が認められない。
- イ. X が、当初から「自分で酒酔い運転をして帰宅する」という意図をもって飲酒を続けていた場合、道路交通法上の酒酔い運転の罪については刑法 39 条 2 項の適用が認められないが、A 車に対する窃盗罪については刑法 39 条 2 項の適用が認められる。
- ウ. X が、当初は「帰りは家族に電話をかけて迎えに来てもらい、飲酒していない家族が運転する自動車に乗って帰宅する」という意図をもっており、事前に家族にもそのように頼んでいたが、新年会で飲酒しすぎて心神耗弱の状態に陥った後に運転の意思を生じたという場合、道路交通法上の酒酔い運転の罪について刑法 39 条 2 項の適用は認められない。
- エ. Y が、危険な習癖を自覚しており、習癖の発現を抑えるために飲酒を控えるべき注意義務を負っていたと認められる場合、刑法 39 条 1 項の適用は認められず、Y には殺人罪が成立する。
- オ. 誰かが Y の飲み物にアルコールを混入させており、アルコールを摂取したことについて Y にはまったく落ち度がなかった、という場合には、Y には殺人罪も過失致死罪も成立しない。

1. アウ    2. アエ    3. イエ    4. イオ    5. ウオ

**問題 25**

刑法 65 条に関するつぎの記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 常習賭博罪における常習者という身分は刑法 65 条 1 項の身分であるため、常習者 X の賭博行為を非常習者 Y が幫助した場合、Y には常習賭博罪の幫助が成立する。
2. 営利目的の麻薬輸入罪は、営利目的という犯人の特殊な状態に着目して、その目的がない場合よりも刑が加重されているため、営利目的は刑法 65 条 2 項の身分である。
3. 業務上横領罪における業務上占有者という身分は刑法 65 条 1 項の身分であるため、非占有者 X が業務上占有者 Y と共同して他人の物を横領した場合、業務上横領罪の共同正犯が成立するが、65 条 2 項により、X には通常の横領罪の刑が科される。
4. 業務上横領罪における業務上占有者という身分は刑法 65 条 1 項の身分であるため、非占有者 X が業務上占有者 Y と共同して他人の物を横領した場合、X には、業務上横領罪の共同正犯が成立するが、その公訴時効の期間については通常の横領罪の法定刑が基準となる。
5. 監護者性交等罪における監護者という身分は刑法 65 条 1 項の身分であるため、非監護者 X が、監護者 Y と共謀のうえ、監護者であることによる影響力があることに乗じて 18 歳未満の者に対し性交等をした場合、X には監護者性交等罪の共同正犯が成立する。

**問題 26**

住居等侵入罪（刑法 130 条前段）に関するつぎの記述のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 強盗の意図を秘して他人の住居を訪問し、「こんばんは」と挨拶したうえで、家人が「おはいいり」と答えたことに応じて住居内に立ち入る行為は、住居侵入罪にあたる。
- イ. 官庁職員やその家族が居住し、官庁により管理されている公務員宿舎である集合住宅の 1 階出入口や通路等の共用部分は、「人の看守する邸宅」ではなく「人の住居」にあたる。
- ウ. 現金自動預払機（ATM）利用客のキャッシュカードの暗証番号を盗撮する目的で、ATM が設置された銀行支店出張所に立ち入る行為は、その立入りの外観が一般利用客の立入りと特に異なるものではなくても、建造物侵入罪にあたる。
- エ. 捜査車両を確認する目的で、警察署の庁舎建物およびその敷地を他から画するために設置された塀の上部に上がる行為は、たとえ庁舎建物や敷地に立ち入る意図がなかったとしても、建造物侵入罪にあたる。
- オ. 行為者が、研究所の建物内部に潜入しようとして、同建物の庭を取り囲む高さ 2m の鉄製フェンスを乗り越えて庭に立ち入ったところで警備員に発見され、再びフェンスを乗り越えて外部へと逃走した場合、建造物侵入未遂罪のみが成立する。

1. アイ    2. アエ    3. イオ    4. ウエ    5. ウオ

## 問題 27

不法領得の意思に関するつぎの記述のうち、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. X が、A の所有・占有にかかる時価 500 万円相当の自動車を、6 時間ほど乗り回した後返還するつもりで、A 方から発車させ、4 時間ほど運転した時点で警察官に捕まった場合、窃盗罪について不法領得の意思が認められる。
- イ. X が、ロープとして木材の繫留に使うために、付近の柱に巻き付けてあった、A の所有・占有にかかる動力用電線を切断して持ち出し、この電線を用いて木材の繫留を行った場合、その経済的用法に従った利用とはいえないので、窃盗罪について不法領得の意思は認められない。
- ウ. X が、A 宛ての支払督促正本を、廃棄するだけの意図で A を装って受領した場合、それが財産的利益を得るための手段となっていたとしても、当該書類につき廃棄するだけで、そのほかに何らの用途にも利用・処分する意思がなかったのであれば、詐欺罪について不法領得の意思は認められない。
- エ. X が、強盗傷人事件を起こして逃走中に、陸地から離れるべく、A の所有・占有にかかる船に乗り込み、同船を乗り捨てるつもりで約 60m 先の海上までこぎ出した場合、窃盗罪について不法領得の意思が認められる。
- オ. X が、自らの支持する候補者の名前を記入して投票することで得票数を増やすために、市議会議員選挙管理委員会の所有・保管にかかる投票用紙 50 枚を、保管場所である投票所から別の投票所に持ち出した場合、権利者を排除したとはいえないので、窃盗罪について不法領得の意思は認められない。

1. アイ    2. アウ    3. イオ    4. ウエ    5. エオ

**問題 28**

つぎの【事例】における X の行為について、以下に掲げる犯罪のうち成立しないものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

**【事例】**

ある日、X は、残高が 5 万円あまりであった自己の預金口座に、A が振込先を誤って、30 万円を振込送金したことに気がついたが、そのことを銀行に届け出ることなく、現金自動預払機 (ATM) で、キャッシュカードを用いて 10 万円を引き出して費消するとともに、さらに 20 万円を自己の債務の弁済として B の預金口座に振込送金した。

次の日、X は、道端に落ちている C の財布を見つけたが、警察等に届け出ることなく領得し、ATM で、C のキャッシュカード、および、免許証記載の生年月日から推測した暗証番号を用いて、15 万円を引き出して費消するとともに、さらに 30 万円を自己の預金口座に振込送金した。

ア. 窃盗罪    イ. 遺失物等横領罪    ウ. 委託物横領罪    エ. 詐欺罪  
オ. 電子計算機使用詐欺罪

1. アイ    2. アオ    3. イウ    4. ウエ    5. エオ

## 問題 29

横領罪に関するつぎの記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Xは、自己所有の土地（本件土地）について、Aからの借金の担保としてAのために抵当権を設定したが、抵当権設定登記がなされる前に、Bに本件土地を売却して所有権移転登記を了した。売却前の本件土地の所有権はXにあったので、Xに横領罪が成立する余地はない。
- イ. Aから借金の取立てを依頼されたXは、Aの債務者の1人であるBから現金10万円（本件現金）を受領した。Xは、Aに無断で、本件現金を飲食費として費消した。本件現金はAの物にあたり、Xには横領罪が成立する余地がある。
- ウ. Xは、自己所有の土地（本件土地）をAに売却し代金を受領したが、所有権移転登記がなされる前に、本件土地について、Bからの借金の担保としてBのために抵当権を設定してその旨の登記を了した。抵当権を設定しても本件土地の所有権がBに移転するわけではないので、Xに横領罪が成立する余地はない。
- エ. Xは、Aから現金100万円を預かり保管していたが、消費者金融会社からの借金の返済に窮したため、Aに無断で、このうちの20万円を借金の返済に充てた。Xに20万円を補填する意思があったとしても、Xには横領罪が成立する余地がある。
- オ. Xは、Aから商品の買付依頼を受け、そのための資金として現金100万円を預かり、それを保管するために、Aの許可を得て、B銀行でX名義の普通預金口座（本件口座）を新たに開設し100万円全額を預金した。しかし、Xは、愛人に貢ぐために、現金自動預払機（ATM）を使って本件口座から全額を引き出した。客体が預金債権なので、Xに横領罪が成立する余地はない。

1. アエ    2. アオ    3. イウ    4. イエ    5. ウオ

問題 30

つぎの記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. A 県職員 X は、同県建築課宅建業係長として宅建業者に対する指導助言の業務にあっていたが、その後、県職員としての身分は保持したまま、A 県住宅供給公社に出向した。X は、X が宅建業係長であった時に、宅建業者である Y に対し、指導・助言をしたことの対価として、同公社に出向後、Y から現金の供与を受けた。供与された現金は、出向前の職務と対価関係に立つものであるが、X は公務員としての地位を保持している以上、単純収賄罪が成立する。
- イ. X は、A 県警 B 警察署地域課で交番に勤務する警察官であった。X は、Y が A 県警 C 警察署刑事課に告発し、同課で捜査中の事件に関して、Y から、捜査情報の提供や捜査関係者への働きかけなど有利な取り計らいをしてもらいたいという趣旨で現金の供与を受けた。警察法によれば A 県警の警察官の犯罪捜査に関する権限は A 県警の管轄区域である A 県全域に及ぶものの、X は同事件の捜査に関与していないため、「その職務に関し」賄賂を収受したとはいえない。
- ウ. X は文部科学省の大学設置審議会の専門委員会委員として、設置予定大学の教員の資格等を審査する業務を担当していたが、歯科大学設置の認可申請をしていた Y らに対して、同委員会の中間的審査結果をその正式通知前に漏示して、その謝礼として Y らから現金の供与を受けた。X が正式通知前に中間的審査結果を漏示する行為は、違法行為であり、職務行為にはあたらないから、X は「その職務に関し」賄賂を収受したとはいえない。
- エ. A 市市長 X は、X が同市長に再選された場合に実施が予定されていた A 市発注の公共工事に関連して、工事業者 Y から、入札について有利な取り計らいをしてもらいたいという旨の請託を受け、任期終了前に、現金の供与を受けた。再選後の職務に関する賄賂であるため、受託収賄罪は成立せず、X が再選した場合に限り、事前収賄罪として処罰される。
- オ. 官庁 A の担当官 X は、その職務に関し、B 社取締役であった Y から、近く株式市場に上場する予定であり、値上がりが確実で、一般人が公開価格で取得することが困難な B 社株式を公開価格で提供することの申出を受けた。X は、上場後に確実に値上がりし、それによって利益が得られることを認識しながら、同社株式を公開価格で購入した。この場合、X が B 社株式を公開価格で取得できる利益は、「賄賂」にあたる。

1. アエ    2. アオ    3. イウ    4. イエ    5. ウオ



**【参加学生への告知事項】（受験要綱から再掲）**

○試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別、入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。

○試験結果の分析のため、所属する大学の学業成績や司法試験の結果は、各受験者に割り当てられた「共通到達度確認試験の受験番号」と紐づける形で、大学から提供を受けます。そのため、各大学は、受験者ごとの受験番号、対象者カテゴリ、および学業成績を8年間保存し、大学が把握する司法試験の受験結果とあわせて管理委員会に提供を行います。

○試験結果分析において、受験者が不利益を被ることはありません。

○全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は、各法科大学院に提供され、必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は、各法科大学院で異なります。